

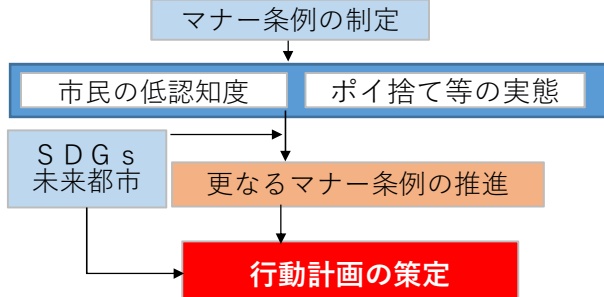
# 富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり行動計画（概要版）

## 1 行動計画策定の趣旨

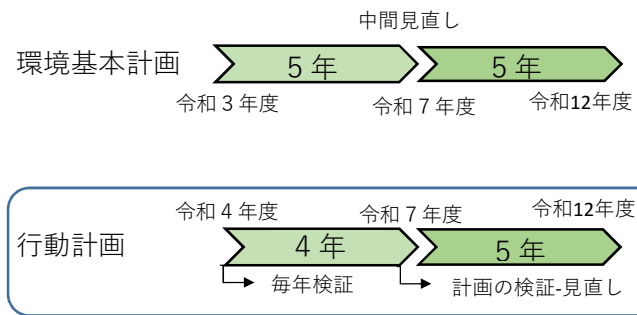
マナー条例施行から4年経過後の第3次富士市環境基本計画策定時のアンケート結果では、その認知度は31.1%であった。市内では、たばこの吸い殻やペットボトル、空き缶などのポイ捨てが散見され、その対策が市民の環境行政に期待する取り組みの第1位となっている。

このため、行動計画を策定し、マナー条例の認知度を上げつつ、美化活動への参加に意欲のある市民が活動しやすい環境をつくるための指針を示すこととした。

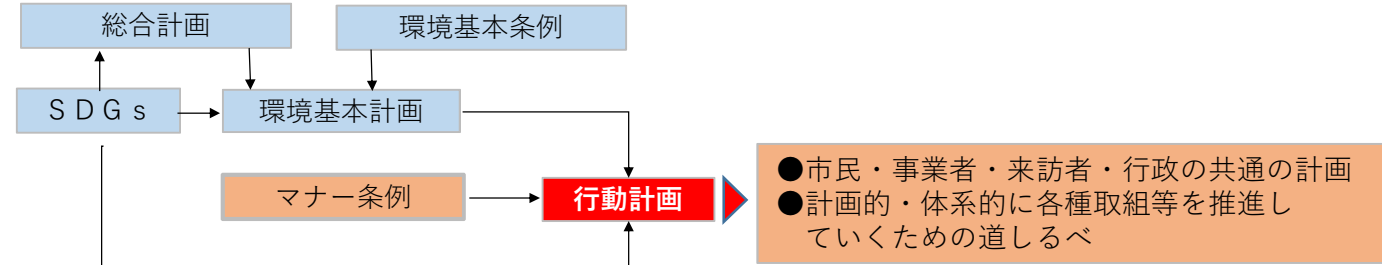
### 1. 行動計画策定の経緯



### 3. 行動計画の期間



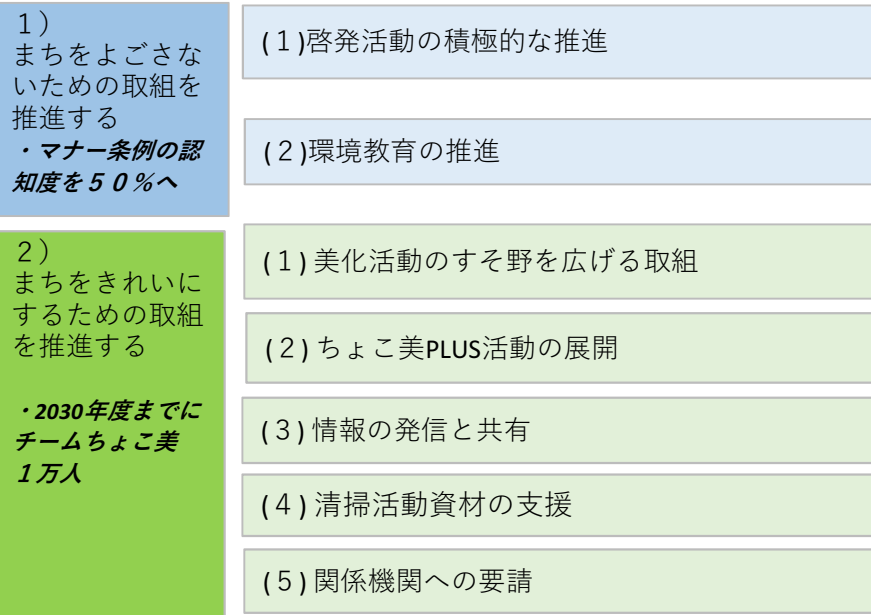
### 2. 行動計画の位置付け



## 2 目指す将来像と取組の方向性

### 2つの視点

誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり



### SDGs との関係

目標12	つくる責任つかう責任	持続可能な消費と清算のパターンを確保する
目標14	海の豊かさを守る	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化

## 3 市の役割と取組

### まちをよごさない

基本方針	取組項目	取組内容
(1)啓発活動の積極的な推進	ア キャンペーンイベントの実施	・美しいまちづくりの日等におけるイベントの開催 ・チームちょこ美による通年でのPR活動
	イ メディアの活用	・市のウェブサイト、広報紙、SNS、マスメディアの活用、シティブロモーション施策の活用
	ウ 広報物品による啓発	・ポイ捨て防止看板、ポイ捨て禁止ポスター、チラシ等の配布、広報物品の検討・作成
	エ 来訪者への啓発	・公共交通機関、宿泊施設への啓発活動の協力依頼 ・市内観光施設等での啓発 ・美化推進重点区域での啓発活動
	オ その他啓発活動	・犬の新規登録時におけるふん放置に対する啓発 ・富士環自協との協力体制による啓発
(2)環境教育の推進	ア 学校教育での取組	・環境美化の学習や活動、学校出前講座利用の促進 環境教育に関する冊子の配布等
	イ 市民を対象にした取組	・イベントや学習会等への環境アドバイザー等の派遣、標語の募集
	ウ 公共施設を利用した取組	・新環境クリーンセンター見学時におけるマナー条例の紹介 マナー条例、ちょこ美紹介展示コーナーの設置
	エ 事業所を対象とした取組	・マナー条例に関する活動の周知、従業員への環境教育の依頼

### まちをきれいにする

基本方針	取組内容
(1)美化活動のすそ野を広げる取組	・チームちょこ美登録者(個人)の増員と活動の促進 ・「チームちょこ美PLUSプロジェクト」事務局の設置、運営 ・ちょこ美サポーターの募集・登録 ・ボランティア活動参加証明書の発行 ・チームちょこ美PLUSプロジェクト会議の開催 ・ふじクリーンパートナー事務局の運営
(2)ちょこ美PLUS活動の展開	・美化活動イベント等への参加依頼、ちょこ美PLUS活動PR等の依頼 ・ちょこ美PLUS活動の新規検討
(3)情報の発信と共有	・市ウェブサイトを活用し美化活動情報を発信する、ごみ拾いアプリの導入により、各団体等の美化活動情報の発信、ごみ拾いの記録の共有、更新を図る ・ごみ拾いSNSアプリを併用した「ごみマップ」の作成 ・表彰制度の創設と実施 ・「チームちょこ美」登録者への情報便の発信
(4)清掃活動資材の支援	・まちづくりセンターに清掃用具の配備 ・ボランティア袋の回収の周知 ・清掃活動時における、ちょこ美ビブス等の貸し出し ・ちょこ美活動用ごみ袋の作成、配布 ・美化推進重点区域の指定と活動の促進
(5)関係機関への要請	・国、県、市、鉄道会社、高速道路管理会社等へ自己管理区域内の環境美化管理の要請

## 4 各主体に期待する行動 (1) 市民 (2) 事業者 (3) 来訪者

## 5 実施体制

・計画に基づき、市、市民、事業者が協働し、美しいまちづくりに努める
・市は取組について、年度ごとに目標を設定する
・中間年度及び最終年度に、市民等を対象としたアンケート調査を実施し、マナー条例の認知度を確認する
・市は取組について各年度末、計画中間年度及び計画最終年度にセルフレビューを行い、この結果を次年度以降の取組に反映する
・取組の実施状況及びセルフレビューの結果は、市ウェブサイトで公開し、環境基本計画の実績をとりまとめた報告書により、環境審議会と環境政策推進委員会に報告する